

道州制の基本条件

2007.04.19

堺屋太一

(1) 道州制の目的

- ① 規格大量生産型の近代工業社会から、多様性と独創性を尊ぶ知価社会型に転換する。
- ② 一国繁栄主義の対面情報社会から、グローバル時代の通信情報社会に転換する。
- ③ 情報発信機能も外国情報が東京にのみ集中した「情報出島」構造を解消、各道州に情報機能を高める。
- ④ 公共事業、教育、医療、産業振興、観光、運輸等の政策と行政に地域の特性を反映させる。
- ⑤ 人心を一新、古い規格基準を一掃する。
- ⑥ 以上の結果として、地域の個性を発揮し、国民や企業の選択肢を拡げ、以って国土の多様な発展を促す。

(2) 道州制が満たすべき条件

① 自立可能な道州

各道州は財政、行政能力、産業育成、人材の調達と育成、情報の受発信、文化の創造等で自立できる規模と体質と気概を持つ。

② 国と道州の対等、住み分け

国は皇室、外交、防衛、通貨、通商政策、移民政策、大規模犯罪、国家プロジェクト、大規模災害、高等司法、究極的なセーフティーネット、全国的な調査統計、民法商法刑法等の基本法に関すること、市場競争確保、財産権、国政選挙、国の財政税制の17業務に限る。

③ 道州内の地域の調整は道州が行う。

道州間調整は「道州間調整委員会」が行う。

道州間調整のための財源として、租税の一部を「道州調整基金」に入れる（国税又は地方税から出すのではない）。

④ 国の行財政には道州の意見が、道州の行財政には国の意見が反映されることが望ましい。このために「国・道州協議会」を設ける。

(3) 道州は民主的に運営する。

① 道州の首長は直接選挙とする。

② 道州は議会を持つ。道州議会は行財政と立法の強い権限を持つ。

国の規制は国会で承認された法律と閣議承認の政令に留め、それ以下の細則（省令以下）は道州に託す。

③ 地方自治の基本は市町村であることを確認する。

国は市町村に直接命令や指導は行わない。国の地方機関は、上記 17 業務に限る。

④ 道州の公務員は各道州が採用する。

国家公務員の規模は、自衛官を除き現行の 1/4 程度とする。

道州公務員の国への出向と国家公務員の道州への出向は同数同級を原則とする。

⑤ 道州間の人、物、金、情報、企業立地の移動は完全自由とする。

⑥ 道州の起債は市場において自由に行う（自由金利制で倒産（デフォルト）の可能性もある）。

⑦ 租税、社会保険などの徴収は、道州に一元化する。

⑧ 道州および市町村の行政経営を評価する機関を複数設け、各道州、各市町村は複数の評価機関の評価を受け、公表することとする。

図 1. 工業社会型日本の構造

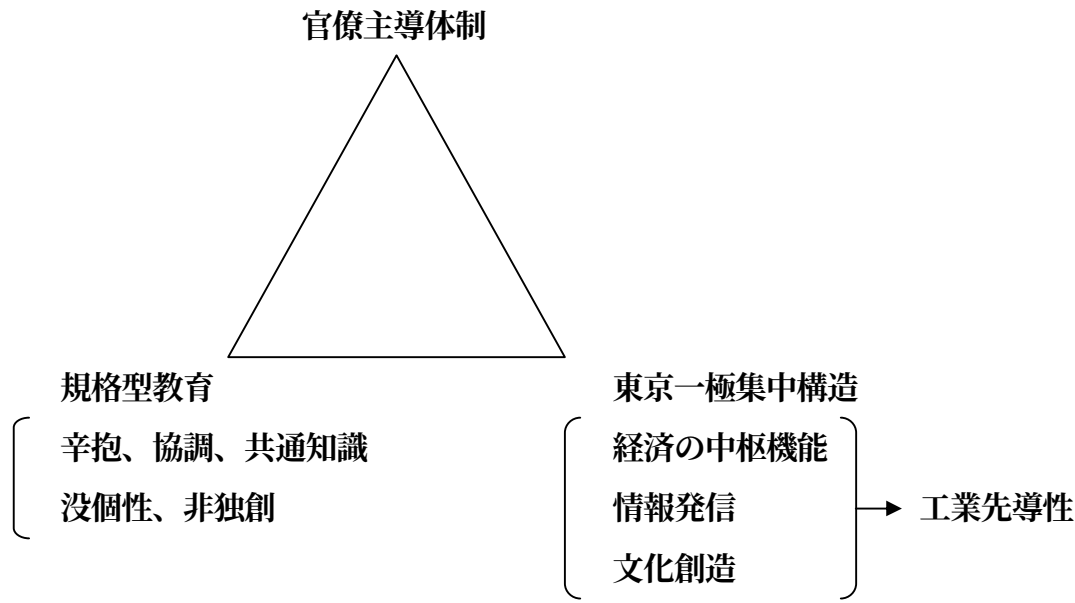
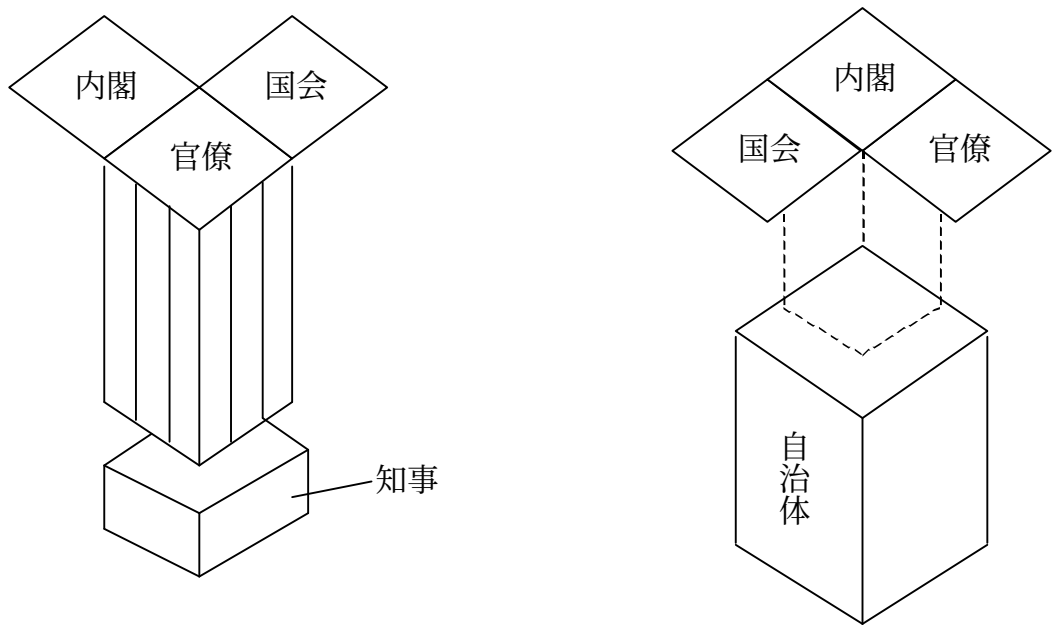


図 2. 日本型と英国型



1. 「道州制」採用の目的と利点

「道州制」について議論する時（何事でもそうだが）、その目的と得るべき利益（利点）を明確にしなければならない。この点が不明確になると、好き嫌いで議論はとりとめもない方向に進んでしまう。

(1) 人類文明の新時代への対応

知価社会に対応した身近で現実的に対応できる行政の組織と概念を創成する。

かつて（1980年代まで）の近代工業社会では、「物財の豊かなことが幸せ」とされた。それならば、客観的科学的な規格による大量生産が有利であり、専門家による計画と全国規格が有効であった。

しかし、90年代からは、「満足の大きいことが幸せ」という知価社会がはじまった。満足の大きさは主観的社会的であり、より多様で身近な選択が満たされる状況が必要になった。いわゆる「Near is Better」である。

道州制は、これを実現するものでなければならない。従って、国（中央）の指導や規制による全国計画や統一規格は、できるだけ少ない方がよい。道州が「国の威令を実現するためのもの」となることは断じて許されない。

(2) 自立、自律可能な道州

道州は自立と自律の可能なものとする（国の助成助言は原則として不要な状況でなければならぬ）。

各道州は、財政や行政能力、産業経済の育成、人材の調達と育成、情報の受発信、文化の創造等において自立できる規模と機能、自律できる組織と目標を持ったものでなければならない。このためには、民間の企業や教育機関、報道機関を含めた再編育成活動が可能な権限を道州に与える必要がある。

また、国家公務員は、上記目的を妨げない規模に縮小すべきである。

(3) 人心の一新＝国に頼らぬ思考を

道州制導入の目的の一つは、人心の一新である。戦後62年、この国には改革あきらめムードが充満、“基本的には官僚主導が変わらない”“官に逆らえない”というムードが充満、若者たちの気概を削いでいる。

道州制の導入は、“やれば変えられる”の気概を与える。その意味でも道州制が国家政府の強化に繋がるようなことがあってはならない。

2. 道州制の基本理念

制度であれ事業であれ、まず明確な理念が必要である。これが欠けると方向が拡散、結局は方向性の曖昧なものになり、真の改革とはなり得ない。

よく“総論賛成各論反対”というが、そんなことが生じるのは総論の理念が不明確だからである。

- (1) 道州は国の出先機関ではなく、自治の延長である。
- (2) 道州と国の二重行政は避ける。国の役割は、国家全体として必要不可欠なことに限定し法定する。
- (3) 道州内の地域間調整は、道州に託す。
- (4) 道州間の格差調整や規格の調和は、原則として道州相互の協議に委ねる。また、そのための財源と組織を創る。
- (5) 各道州は自立自律の機能と組織と人材を持つことが望ましい。各道州は個性と特色を尊ぶ。
- (6) 道州間のモノ、カネ、ヒト、情報、技術の移動は完全に自由でなければならない。
- (7) 国の行政には道州の意見が、道州の行政には（法定された範囲内での）国の意向が反映されることが望ましい。国と各道州との意見調整は、完全に対等の立場で行うものとする。

3. 道州制の概念（コンセプト）

- (1) 日本国は、国、道州、市町村の三段階とする（都道府県は廃止）。
- (2) 国の役割は、皇室、外交、防衛、通貨、通商政策、移民政策、大規模犯罪対策、国家的プロジェクト、大規模災害対策、高等司法、究極的セーフティネット、調査統計、民法商法刑法等基本法に関する業務、市場競争確保および財産権に関わる業務、国政選挙にかかわる選挙法、および国の財政税制等に限定する（上記に必要なもの以外は、国の地方機関は廃止、道州に委ねる）。
- (3) 道州は、住民自治体として民主的に運営する（首長の直接選挙制、一院制の議会など）。道州議会は、広範な立法（条例制定）権を持つ。

- (4) 住民自治の基本は市町村であり、道州は市町村でできない広域行政や複雑業務を行い、市町村間の調整に当たる（市町村は今日の特別市程度の権限を持つ）。
- 但し、道州は、市町村の行政業務を評価し勧告することができる。
- (5) 国と自治体（道州と市町村）の財源は、3対7程度とする。
- 国の財源は法人税、消費者に直結した部分（小売および対個人サービス）以外の消費税等に限定する。
- 自治体は、国税と指定された税源以外に対する課税権を持つ。道州と市町村の税源配分は、両者協議によって定める。
- (6) 国家公務員は上記の役割に限定し、定数を（自衛隊を除き）現行の1/4 程度とする。
- 国家公務員の自治体への出向は原則として廃止する（移籍は出向ではなく、再雇用とする）。
- (7) 道州間の調整は、国に頼らず、道州間調整会議によって行う。
- 道州調整会議は、各道州代表者で構成、各道州が輪番で議長を務める。
- (8) 道州調整会議には、以下の分野を設ける。
- ①財政税制 ②公共施設の配置および基準 ③教育文化、科学技術
- ④産業経済労働政策 ⑤社会保障、年金 ⑥医療および医療保険 ⑦公務員人事
- ⑧情報（出版、放送、広報、対外交流） ⑨調査統計および登記登録記録等
- 道州調整会議事務局は、各テーマ別に各道州に配置する。
- (9) 道州間調整財源を設ける。
- 一定の税または税分を「道州間調整税」とする。
- 例えば、一定年収（例えば三千万円）を超える者に対する累進課税分や法人税の一部、長距離トラックにかかわる諸税などを「道州調整税」として「道州調整基金」に投入、道州調整会議によって配分する。
- これにより、一旦富裕州に入った財源を他の道州に支出する負担感と国の関与の双方をなくすることができる。
- (10) 徴収一元化を徹底する。
- 諸税、社会保険料、奨学金等の返済、公共放送視聴料等、国、自治体を通じて公共が徴収するお金は、道州毎の公共徴収機構において一元的に徴収する（民間委託もあり得る）。